

7月21日(日)は、

参議院議員通常選挙

この1票が政治を動かす大きな力
忘れずに投票してください。

投票時間 午前7時～午後8時 開票開始時間 午後9時～(場所:町体育館)

期日前投票をご利用ください!

選挙権をお持ちの方(在外選挙人の方を含みます)で仕事、旅行または冠婚葬祭など、選挙当日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。投票所入場券がまだ届いていない場合や持参することを忘れた場合でも、投票所で本人確認を行い、投票することができます。

<期日前投票所>

場所	町役場 1階 1AB会議室	平日の午後5時15分～8時、 土日、祝日の午前8時30分 ～午後8時は、1階の出入り 口をご利用ください。
期間	7月5日(金)～7月20日(土)	
時間	午前8時30分～午後8時	

選挙投票の種類

①神奈川県選出議員選挙

候補者名を記載して投票してください。

②比例代表選出議員選挙

候補者名または政党名のいずれかを記載して投票してください。また、政党名の名称は略称で記載することができます。

※書き間違いのないようにご注意ください

不在者投票

不在者投票は、選挙当日に投票できない方で上記の期日前投票を利用できない方が主な対象となり、次のような事例が主に該当します。

①滞在先(町外)の選挙管理委員会で投票

滞在先、または直接、松田町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の交付を受けた後に、滞在先の選挙管理委員会へ持参し、投票してください。

②病院などで投票

神奈川県選挙管理委員会が指定した病院などに、入院または入所中の方が対象となります。入院または入所先の病院などで投票の申請をして、不在者投票を利用してください。

③郵便などで投票

身体に重度の障害がある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方のみ)または介護保険法の区分が要介護度5の方は、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などで不在者投票ができます。交付まで時間がかかる場合がありますので、お急ぎください。また、すでに交付を受けている方で、郵便などによる不在者投票を希望する方は、請求期限である7月17日(水)までに投票用紙を請求してください。

第23回参議院議員通常選挙は、7月21日(日)です。松田町で投票ができる方は、平成5年7月22日以前に出生し、平成25年4月3日から引き続き町内に住所を有する方です(住所を変更した方は下表を参照)。なお、投票所入場券(封書)を7月上旬から各世帯へ郵送しますので、投票には必ずお持ちください。

【問い合わせ】町選挙管理委員会(庶務課内) ☎(83)1221

投票所

投票日は、各世帯に郵送された投票所入場券に記載されている投票所でしょうか投票できませんのでご注意ください。

投票所一覧

投票区	投票所	投票区域(自治会)
第1	町立公民館展示ホール	河内、中丸、中央、仲町、谷戸
第2	松田小学校家庭科教室	新松田、中沢、沢尻、谷津、宮前、かなん沢、中里、城山
第3	松田町体育館	町屋、店屋場、仲町屋
第4	神山地域集会施設	神山、茶屋
第5	萱沼児童館	萱沼
第6	寄中学校屋内運動場	弥勒寺、中山、大寺宮地(宮地地区)
第7	宇津茂地域集会施設	土佐原、宇津茂、大寺宮地(大寺地区)
第8	虫沢地域集会施設	虫沢田代
第9	湯の沢児童センター	湯の沢

※在外選挙人の方は、7月21日(日)の投票所が町立公民館展示ホール(第1投票所)になります。投票には、在外選挙人証の提示が必要となりますので、在外選挙人証を必ず持参してください

転入や転出などの届け出をされた方

転入	松田町に転入し、平成25年4月3日までに転入届を出した方	松田町の投票所で投票
転居	平成25年6月21日までに転居の届け出をした方	転居後の住所地にある投票所で投票
	平成25年6月22日以降に転居の届け出をした方	転居前の住所地にある投票所で投票
転出	町外に転出し、転出先の市区町村に平成25年4月3日までに転入届を出した方	転出先の市区町村の投票所で投票
	町外に転出し、転出先の市区町村に平成25年4月4日以降に転入届を出した方	松田町の投票所で投票

事前運動の禁止

立候補の届け出以前に選挙運動をすることは、「事前運動」となり、禁止されています。選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるなどのために、選挙人に働きかける行為をいいます。「○○さんに投票してください」、または「○○さんに投票しないでください」というような明瞭な行為だけでなく、特定の候補者の名前を有権者に知らせるだけでも、当選を目的とした行為であれば事前運動となる恐れがあります。

寄附の禁止

公職の候補者(立候補予定者、現職を含む)による選挙区内の人に対する寄附は、次の場合を除き、禁止されています。

- ① 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附。ただし、自分を支持・推薦する後援団体については、6月24日から投開票日(9月8日)までの期間は禁止されています。
- ② 親族に対する寄附。

開店祝い、花輪や就職祝い、お中元など冠婚葬祭における贈答、お祭りやスポーツ大会に金品を贈ることも禁止されています。

なお、公職の候補者の後援団体の寄附についても、政治団体や当該公職の候補者に対する寄附以外の寄附は禁止されています。



9月8日(日)は、松田町長選挙です

4年間の任期が満了となる、町長選挙が9月8日(日)に行われます。選挙に伴う立候補予定者事前説明会と、公職選挙法により禁止されている事柄などについてお知らせします。

立候補予定者事前説明会

松田町長選挙の立候補届け出の受け付け事務が円滑に行われるよう、次により事前説明会を開催しますので、関係者の方は、ご出席ください(立候補予定者1人につき3人以内)。

なお、選挙は9月3日(火)に告示され、同日の午前8時30分から午後5時まで立候補届け出の受け付けを行います。

日時/8月6日(火) 午前10時～
場所/町役場 4階 4AB特別会議室
内容/立候補届け出書類の記載要領などについて